

クレジットカード利用契約（単価） 公募型プロポーザル募集要項

1 件名

クレジットカード利用契約（単価）

2 目的

東京都台東区職員の旅費の支給に関する条例の改正により可能となった、クレジットカード決済の導入に対応できる最適な事業者を選定する。

3 業務内容

別紙「クレジットカード利用契約（単価）仕様書」のとおり

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（契約は単年度契約とするが、履行状況を厳正に確認し、業務の履行上問題がなく成果が認められた場合に限り、引き続き1年単位での契約更新ができる。更新は4回を上限とする。）

5 提案限度額

令和8年度予算案公表後に区ホームページにて公表する。

6 参加資格要件

プロポーザル方式へ参加できる者は、参加申込書提出時に以下の資格要件を全て満たすものとする。ただし、参加申請時点において応募資格を有する場合であっても、契約締結までの間に以下の（1）～（6）のいずれかを喪失することになった場合、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあっては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあっては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間：令和8年1月19日（月）から令和8年2月10日（火）の午後5時まで

(2) 配付方法：台東区ホームページ上にて公開（ダウンロード可能）

8 参加申込等

参加を申し込む場合は、次の各号により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

【別紙1】「クレジットカード利用契約（単価） 公募型プロポーザル」提案書等作成要領に従い、必要書類を作成し、提出すること。

①参加申込書（様式1）

②（ア）台東区での競争入札資格を有している場合

・東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票

（イ）台東区での競争入札参加資格を有していない場合

・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）[正本] 発行後3か月以内のもの

・登記事項証明書[正本] 発行後3か月以内のもの

・財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等（直近決算期のもの）

・法人事業税及び地方特別税の納税証明書（直近決算期のもの）

・納税証明書その1（法人税）（直近決算期のもの）

・納税証明書その1（消費税及び地方消費税）（直近決算期のもの）

※納税証明書については、各税目における完納を証明するものに限る。

③会社概要（様式2）

④提案書

⑤見積書（様式3）

(2) 提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時必着

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送する。ただし、郵送の場合は、特定記録郵便により提出期限必着で送付することとし、提出期限までに事務局に到着しなかった場合は失格とする。

9 全体スケジュール

	項目	期限日時等
1	公示	令和8年1月19日（月）
2	質問書の受付期限	令和8年2月3日（火）午後5時
3	質問への回答期限	令和8年2月6日（金）
4	参加申込書及び第一次審査必要書類提出期限	令和8年2月10日（火）午後5時
5	第一次審査 結果通知発送	令和8年2月18日（水）以降
6	第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年2月26日（木）予定
7	第二次審査 結果通知発送	令和8年2月下旬
8	契約手続き	令和8年3月上旬以降

10 質問書の提出

本案件に関する質問は、「質問書（様式4）」により受け付ける。質問がある場合は、令和8年2月3日（火）午後5時までに、メールにより事務局に提出すること。また、メールを送信した後は到達確認のために事務局に電話で連絡すること。なお、メールアドレスについては、事務局に電話で問い合わせること。

期間中に受け付けたすべての質問とその回答については、質問をしたことがある者すべてにメールで送付する。なお、応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、区ホームページにて回答書を公開する。

11 優先交渉権者の選定方法

台東区クレジットカード決済事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書等とともに第一次審査（書類審査）を実施し、3社を選定の上、第二次審査（プレゼンテーション審査）を実施のうえ、優先交渉権者を決定する。ただし、優先交渉権者と交渉の結果、不調の場合は次の順位の者と交渉を行う。

（1）第一次審査（書類審査）

- ・提案書、見積書等により総合的に書類審査を行い、評価点の高い上位3事業者程度を第二次審査進出者とする。
- ・令和8年2月18日（水）以降、審査結果をメールと郵送にて通知する。その際、第二次審査の日程を通知する。

（2）第二次審査（プレゼンテーション）

- ・1社あたり10分程度で提案書の内容を説明すること。なお、説明後に10分程度の質疑応答を行う。
- ・出席者は3名以内とし、実務担当者は必ず出席すること。
- ・プレゼンテーションの際に用いる資料は、事務局に提出した提案書（印刷物）とする。
- ・パソコン等の機材を使用する場合は、参加者が設営・操作・撤去をすべて行うこと。ただし、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。
- ・令和8年2月下旬に審査結果を郵送にて送付する。

（3）一次審査、二次審査における審査項目と審査の着眼点

審査項目	着眼点
導入実績	他の自治体や企業等での具体的な実績やノウハウを有しているか。 特に、他自治体において出張に関する経費の取り扱いがあれば事例を記載すること。 利用できる国・地域数、利用可能店舗数、全体の発行枚数等が十分であり、広く流通しているものであるか。
導入目的への適合性	クレジットカード決済導入の目的に合致する利用方法を提供できるか。 特に、出張旅費の支出として適さない利用があった場合の対処について提案ができる場合は、その内容を記載すること。

支払いに関する利便性	カード料金の支払方法、カードの締日その他仕様書に記載している事項について、地方公共団体における会計事務規則等の特性を理解し、区にとって利便性のある料金の請求を行えるか。 特に、出張前に支払期日が到来する場合の対応について提案ができる場合は、その内容を記載すること。 そのほか、仕様書の期日よりも請求書を早く発行できるなどの柔軟な対応ができる場合にも、その内容を記載すること。
現物カードの利便性	現物のクレジットカードを追加発行し、利用できるまでにどれくらいの期間・手続きを要するか。
安全性	決済システムの安全性が十分に確保されており、内部および外部からのカード不正利用等が発生した場合の対応策が適切に整備されているか。
システムの操作性	利用者である区職員にとって、クレジットカードの会員サイトは操作しやすく、円滑な利用が可能となっているか。また、操作方法等のサポート体制が整備されているか。 特に、毎月の支払いにおいて利用可能な経費の範囲に適合しているかを確認するために、利用内容の内訳が分かりやすく提示できるか。
障害発生時の対応	クレジットカード決済ができない場合などの障害発生時における、迅速な対応策や区へのサポート体制は整っているか。
経費	提案金額が安価であるか。
その他	本業務についての効果的な追加提案があるか。 ポイントの付与・利用について提案があるか。

12 契約締結請求・手続

優先交渉権者（又は次順位交渉権者）を受託予定者として、人事課長が区契約主管課長に契約を締結するよう請求する。

契約は、当該年度の本業務に係る予算配当があることを条件に随意契約により令和8年4月1日付で締結する。

13 見積書

見積金額の一部または全部が単価となる場合は、単価×予定数量の総額で記載すること。
また、見積書には会社名及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

14 その他

- (1) 当プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (4) 提出書類は事業者の選定以外の目的には使用しない。

- (5) 提案書作成のために取得した業務内容等の情報は、許可なく公表及び使用してはならない。
- (6) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

15 事務局（担当部署）

台東区総務部人事課給与福利係

所在地：台東区東上野4-5-6（台東区役所4階⑤番窓口）

電話：03-5246-1062

※受付時間は、平日午前9時から午後5時まで